

ベトナム知的財産法の改正

従来ベトナムでは、知的財産権に関する規則 (regulation)は、民法(Civil Code)などに規定されていましたが、知的財産法として独立した法律となり、より具体化されるとともに、国際標準に合致させるため、一部が修正されました。この法律は2006年7月1日から発効になります。以下に発明に関する条文の修正点を列挙します。

(1)発明の新規性については以下の条文が新たに加わりました。

①守秘義務を負っている限られた人のみに知られている場合は、その発明は未だ公開されていないと見なされる。

②以下の条件で公開され、且つ公開の日から6ヶ月以内にされた特許出願については、その発明の新規性は失われていないものと見なされる：

特許を受ける権利を有するものが科学的な発表の形式で公開した場合；

特許を受ける権利を有するものがベトナム国内で開催される博覧会、又は公のものしくは公に認められた国際博覧会において展示する場合。

(2)特許権の範囲の減縮について以下の条文が新たに加わりました。

特許権者は、特許権の範囲を減縮することを、知的財産権国家行政機関に請求することができる。その場合は、対応する特許出願は、実体再審査に付され、且つ請求したものは、その実体再審査に対して料金を支払う。

ベトナム知的財産法の詳細については、<http://www.wincolaw.com/iplaw2005.pdf>を、及び改正前後の条文の対照表については、<http://www.wincolaw.com/cp.pdf>をご参照下さい。

以上